

令和4年度 おいしい山形空港 冬の応援ツアー支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山形空港利用拡大推進協議会（以下「協議会」という。）が、山形＝羽田便、山形＝伊丹便、山形＝名古屋便及び山形＝札幌便の安定した利用者を確認し、路線の利用促進を図るため、山形＝羽田便、山形＝伊丹便、山形＝名古屋便又は山形＝札幌便を利用し、ツアーを企画し旅行した場合に、旅行者に対し助成金を交付することに関して必要な事項を定める。

(助成対象者、対象となる利用及び助成額)

第2条 助成対象者、対象となる利用及び助成額は、次表のとおりとする。

助成対象者等	対象となる利用	助成額及び助成予定数
<p>【助成対象者】 対象ツアーに参加した者</p> <p>※業務によりツアーに同行する旅行代理店の添乗員等は除く。</p>	<p>【対象ツアー】 山形＝羽田便、山形＝伊丹便、山形＝名古屋便又は山形＝札幌便を利用する旅行で、山形県内市町村民が同一旅程で4名以上参加するツアー。 ただし、ツアー代金又は航空運賃及び宿泊費の総額が助成額を超える場合に限り対象とする。</p> <p>※参加者のなかに、山形県内市町村民以外の者が含まれている場合であっても対象とする。 ※旅行代理店が主催する募集型団体旅行に参加する場合は対象外。ただし、航空券と宿泊のみがセットになったフリープラン商品を利用した場合の搭乗は対象とする。 ※新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」等の対象区域を発着とするツアーは対象外（乗継ぎにより対象区域を経由する場合も含む）。</p> <p>【対象期間】 令和5年1月10日(火)～令和5年2月28日(火)</p> <p>【事前予約受付期間】 令和4年12月19日(月)～令和5年2月28日(火) ※新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、受付を停止することがある。</p>	<p>【助成額（羽田便、伊丹便）】 往復@3,000円/1名 (片道利用であれば、@1,500円/1名)</p> <p>【助成額（名古屋便、札幌便）】 往復@5,000円/1名 (片道利用であれば、@2,500円/1名)</p> <p>※協議会が実施する他の助成との併用はできないものとする</p> <p>【助成予定数】1,200席</p>

(事前予約)

第3条 助成金の交付を受けようとする者（助成対象者及び助成対象者を代表する者。以下「申請者」という。）は、ツアーを企画し助成を受けようとする場合、ツアー出発前に、ツアーの概要がわかる資料を市町村等に提出するものとする。

2 市町村等は、前項の資料の提出を受けた場合、別記様式第1号「おいしい山形空港 冬の応援ツアー実績報告兼交付申請一覧」（金融機関口座情報を除く）により、ツアーの概要を協議会に通知し、助成の可否の確認を行い、その結果を申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第4条 事前予約をした申請者は、ツアー終了後、別記様式2号「おいしい山形空港 冬の応援ツアー支援助成金交付申請書」を記載のうえ、助成対象となるツアー概要のわかる資料及び各助成対象者の搭乗したことを証する書類等を添付のうえ、市町村等に提出するものとする。

2 前項に掲げる交付申請の期限は、搭乗日の属する月の翌月末日までとする。

(交付決定)

第5条 申請書の提出を受けた市町村等は、内容を確認し適当と認めるときは、別記様式1号「おいしい山形空港 冬の応援ツアー実績報告兼助成金交付申請一覧」（金融機関口座情報を含む）に、申請書及び申請者の提出した添付資料（ツアーの概要及び搭乗したことを証する書類）を添えて協議会に進達する。

2 協議会は、これを審査し適当と認めるときは、交付の決定を行うものとする。

(助成金の返還)

第6条 協議会は、虚偽の内容その他不正の行為により助成金の交付を受けた者があると認めるときは、当該助成金の返還を申請者に命ずることができる。

2 申請者は、前項の規定により返還を命じられた場合は、受領した助成金を速やかに返還しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は令和4年12月14日から施行する。